

—會 告 —

I 本會では昨年來全國の學校・大會社等多數會員諸賢の集り居られる所にて幹事の御選任を願ひ、團體會員編成方につき御依頼申上げて參りましたるところ其の後多數の御賛同を得て、會誌の配達會費の收納送金上に非常な便利と手間の簡略を得て大に喜んで居ます。次記御通讀の上5名以上の會員御集まりの箇所は續々團體編成御通報を得度希望してゐます。

幹事へ御願ひ申上度事項

1. 入退會その他會員の異動はその都度協會宛御通報いただき度こと
2. 每年十月末日を期し協會より各會員個人別の會費領收狀況を幹事宛一括御通知申上ぐるに付
き十二月末迄に翌年度分會費の前納額(未納者ありし時はその未納會費の取立てたるもの併せ)
を取り集め御送付煩はし度事
3. 會員へ配付すべき會誌其他の印刷物は各團體毎に取纏め其都度幹事宛送付す。但し御希望に
依りては當方より直接會員個人宛に發送致しても差支ありません
4. 以上に對する執務用の經費及び謝禮の意を以て協會は幹事に對し當該幹事の取扱う團體總員
に就き實際收納額の5%を贈呈すること
- (註) 此金額は手數省略のため幹事より納入會費送金のとき差引かれたきこと
5. 幹事交替の時は其都度御報告をいただきたきこと

II 會費の納入未齊の方が未だ中々ありますので以前とは違ひ諸物價銀昂騰の折柄會費の納入が
ありませんと會誌の發行が出來ませんから、未納の方は兎も角先づ以て本年度分一ヶ年分だけでも
直ぐお納め下さい

(註) 定款及同細則中會費關係の所を摘記します、本年5月號に **【會費切れ】** の赤印を押してあ
つた方で、まだお納めにならない方は直ぐ納めて下さい

定款第34條 入會金は正會員に於ては金50圓、學生會員に於ては金20圓とす

定款第35條、正會員の會費は1ヶ年金300圓、學生會員の會費は1ヶ年金120圓とす

定款第36條 一時に金3000圓以上を納むるものは爾後前條の會費を納むることを要せず

同 細則 第16條 **【會費は毎年12月に1ヶ年分を前納すべし】**

新に入會したる者に付ては月割を以つて次の徵收期迄の分を徵收す

會費滞納3ヶ月に及ぶものは會誌の發送を中止することあるべし

■ 7月3, 4, 5日に開きました高周波焼入れに關する講義錄の余分が少々あります、御要望の
方は一部金200圓で御申込順で差上げます、至急御申込下さい

内 容

1. 高周波表面焼入による鋼の表面硬化の冶金學的特性 京大教授 工博 西村秀雄君
2. 高周波焼入とその應用について 東芝電氣株式會社鶴見研究所 工和田重暢君
3. 衝擊高周波焼入 財團法人應用科學研究所 山崎惣三郎君
4. 日立製作所に於ける高周波表面焼入とその應用について 日立製作所龜有工場 工寺前博君
5. 高周波焼入の工業的應用と東芝に於ける實例 東芝電氣株式會社 工山口博君
6. 高周波焼入法の二三(工具、車輛部品等)の應用について 高周波熱鍊株式會社 工藤田保君
以上